**令和５・６・７年度  
三次市小規模修繕契約希望者登録申請書受付票**

１　商号又は名称

２　代表者氏名

３　所　在　地

**※市税の滞納がある場合，分納誓約書による納付確認を係員が直接行います。**

**※登録の有効期間は，登録認定の日から令和８年３月３１日までです。  
　ただし，令和８年度においても，その年度の登録が認定されるまでは有効とします。**

**※次回（令和８年度）以降の登録手続きについて，個別に通知・案内等は行いません。広報みよし及び三次市ホームページでご確認ください。**

上記の者について，この申請書を受付けました。

　令和　　　年　　　月　　　日

収受印